

認可保育所等入所申請取下書（兼 認定取消申請書）

（宛先）茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

以下のとおり、認可保育所等の入所申請を取下または内定辞退します。

年 月 日

子ども	氏名	フリガナ	申請している 保育所等		
	生年月日	年 月 日	クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス
	氏名	フリガナ	申請している 保育所等		
	生年月日	年 月 日	クラス年齢	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和9年4月1日時点の年齢 歳児クラス
保護者	氏名	フリガナ	電話番号		
住所					
きょうだいの状況		☐ 在園していない ☐ 在園している → 在園中のきょうだい「育児休業中の入所継続」を利用している場合、申請の取下げにより、退園になる場合があります。			

取下・内定辞退の対象となる申請について

内容	申請の 取下	☐ 令和8年度（令和 年 月 から 令和9年3月）の入所申請の取下げ（ ☐ 市内 ☐ 他 市・区 町・村 ）
		☐ 令和9年度（令和 年 月 から 令和10年3月）の入所申請の取下げ（ ☐ 市内 ☐ 他 市・区 町・村 ）
	内定辞退	☐ 令和 年 月入所の内定辞退（内定施設名： ） ※2月・3月・4月の1次入所の内定を辞退した場合、2次入所申請からの入所意思の選択を「B」とする入所申請は受け付けません。
理由	☐ 市外へ転出するため ☐ 家庭保育が可能となったため ☐ 育児休業を延長するため ☐ その他（ ） ☐ 幼稚園・認可外（企業主導型以外）に入所するため ☐ 企業主導型保育事業に入所するため → 教育・保育給付認定の継続を ☐ 希望する ☐ 希望しない	

認定の取消について ※保育の必要性の認定を取り消します。

取消を行う 認定の種類	☐ 教育・保育給付認定【保育所・地域型保育事業・認定こども園・幼稚園（新制度移行）・企業主導型保育事業】 ☐ 施設等利用給付認定【幼稚園（私学助成）・幼稚園や認定こども園の預かり保育・認可外保育施設等】
取消希望年月日	年 月 日
取消の理由	☐ 取下・内定辞退の理由に同じ ☐ 市外へ転出するため ☐ 家庭保育が可能となったため ☐ 育児休業を延長するため ☐ その他（ ） ☐ 他施設（幼稚園・認可外（企業主導型以外））へ入所するため

取下げの注意事項

1. 内定を辞退した場合は、辞退した月の年度末まで－2点の取り扱いが継続されます。
2. 再申請を行う場合は、申請書一式を再提出が必要です。
3. 申請を取り下げた月からは、待機通知の発行ができなくなります。
4. 申請取り下げに伴い、教育・保育給付認定も取り消します。
5. 入所意思「B」とは、利用調整点数0点で入所調整をすることを指します。

【職員使用欄】

処理日	処理内容	処理者	確認者	処理確認欄（取下）	処理確認欄（内定辞退）
	☐ 申出 ☐ 転出 ☐ 要件終了			☐ 申請取下 ☐ 認定取消 ☐ 管理シート入力	☐ 入所取下 ☐ 管理シート入力 ☐ 認定取消 ☐ 辞退月入力

